

自立支援医療（精神通院医療）の申請手続きについて

精神通院医療の申請に必要なもの

1	支給認定申請書
2	自立支援医療（精神通院医療）診断書 ※ <u>指定医療機関の医師が作成したものです</u> ※精神障害者保健福祉手帳と同時申請（更新手続き含む）の場合は、手帳用診断書を提出することになります。
3	健康保険証（受診者と被保険者の関係がわかるもの） ※国民健康保険、後期高齢者医療、建設国保、医師国保等の方は加入者全員分の保健証（写し可）が必要です。
4	所得状況が確認できる書類 ○市町村民税課税世帯の方 ・市町村民税課税証明書または課税状況等調査同意書 ○市町村民税非課税世帯の方（生活保護世帯は除く） ・市町村民税非課税証明書または課税状況等調査同意書 ・受給者（18歳未満の場合は保護者）の収入がわかる書類（年金や福祉手当等については振込通知書等の写し） ○生活保護世帯の方 ・生活保護受給証明書
5	世帯状況・収入申告書 ※月額負担上限額の判定のために必要な書類です
7	認印
8	マイナンバーカードまたは通知書 （受診される方と同一医療保険の方全員の番号のわかるもの）
9	※「 <u>重度かつ継続</u> 」に関する意見書 <u>以下に該当する方のみ提出が必要です</u> 精神障害者保健福祉手帳と同時申請する方で、主たる精神障がいICD-10コードのFO～F3およびG40以外の疾病名に該当する方

1、2、5、9および課税状況等調査同意書の様式は[本庁障がい福祉課または各支所住民サービス課](#)にあります。（障がい福祉課のホームページよりダウンロードすることもできます）

留意事項

- 有効期間は原則1年間です（引き続き利用の場合、1年に一度、更新手続きが必要です）。
- 更新の手続きは、有効期限の3か月前から申請できます。
（例）有効期限が10月31日の場合、8月1日から更新申請が可能
- 更新の手続きにおいて、2年に一度、診断書の提出が必要です。